

6 高長社第 1334 号
令和 7 年 1 月 31 日

各市町村介護保険担当課長 様
各介護保険サービス事業所設置者 様

高知県子ども・福祉政策部長寿社会課長

介護保険事業者における事故等の発生時の報告について

日頃は、適正な介護サービスの提供にご尽力いただきありがとうございます。

うえのことについて、介護サービス事業者は、県や市町村が定めた運営基準により、利用者に対するサービスにより事故等が発生した場合は、市町村及び入所者の家族等に報告することとされております。この報告に関する取扱いについて、平成 27 年 6 月 26 日付通知（27 高高齢第 348 号）において、「介護保険事業者における事故等の発生時の報告取扱い標準例」を示しているところですが、令和 6 年 11 月 29 日付け厚生労働省老健局高齢者支援課長・認知症施策・地域介護推進課長・老人保健課長通知「介護保険施設等における事故の報告様式等について」を踏まえ、別添のとおり改正しましたので、通知いたします。

今後、事故等が発生した場合は、改正後の標準例に従い、原則、電子メール等の電磁的方法により市町村に報告をお願いします。

なお、市町村によって独自の様式等を定めている場合がありますので、その場合は、市町村が定めた様式により報告を行ってください。

介護事業者担当

電話 088-823-9632

介護保険事業者における事故等の発生時の報告取扱い標準例

1 報告の対象となるサービス

介護保険指定事業者及び基準該当サービス事業者（以下「各事業者」）が行う介護保険適用サービスとする。

2 報告の範囲

各事業者は、次の（１）から（４）に該当する事故等が発生した場合は、市町村への報告を行うこととする。

（１）サービスの提供による利用者のけが、事故による通院・入院、死亡事故の発生、職員の不祥事が原因の事案

注１）「サービスの提供による」とは、送迎・通院等の間の事故も含む。居宅サービスにおける通所・入所及び施設サービスにおいては、利用者が事業所内にいる間は、「サービスの提供」に含まれるものとする。

注２）けがの程度については、医療機関で受診を要したものを原則とするが、それ以外でも家族等に連絡をしておいたほうが良いと判断されるものについては、市町村に対しても報告すること。

注３）事業者側の過失の有無は問わない（利用者の自己過失によるけがであっても、注２に該当する場合は報告すること。）

注４）利用者が病気により死亡した場合でも、死因等に疑義が生じる可能性のあるときは市町村へ報告すること。

（２）食中毒及び感染症、結核の発生

注）食中毒・感染症（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定めるもののうち、原則として１・２・３類とする。別添資料参照）・結核についてサービス提供に関連して発生したと認められる場合は、市町村へ報告すること。

なお、これらについて関連する法律等に定める届出義務がある場合は、これに従うこと。

（３）職員の法令違反・不祥事の発生

注）利用者の処遇に影響があるもの（例 利用者からの預り金の横領等）については、報告すること。

（４）その他、報告が必要と認められる事故の発生

3 報告の手順

（１）事業者は、事故発生後速やかに、遅くとも５日以内を目安に、市町村へ報告すること（別紙様式「事故報告書」を参考とすること）

- (2) 事故処理の経過についても、適宜報告すること。
- (3) 事故処理の区切りがついたところで、最終報告を行うこと。
- (4) 報告の方法は、原則、電子メール等の電磁的方法によること。

4 報告先

各事業者は、2で定める事故が発生した場合、被保険者の属する保険者（市町村）及び事業所・施設が所在する保険者（市町村）双方に連絡すること。

5 報告を受けた市町村での対応

報告を受けた市町村においては、事故に係る状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じて、保険者として「必要な対応」を行うこと。

この場合、当該被保険者の属する市町村が主たる対応を行うものとするが、事業者への事実確認等において必要がある場合は、事業者の所在する市町村と連携を図るものとする。

注)「必要な対応」として考えられるもの

(1) 事業所の事故に対する対応の確認

通常、事故対応として考えられる対応を取っていない場合などで、苦情やトラブルを未然に防ぐ目的等から必要な指導を行う。

(2) 県・国保連合会等における対応が必要と判断される場合の連絡調整

指定基準に違反する恐れがあると判断される場合、その他、市町村長が県への報告を必要と判断する場合には、県に連絡を行う。なお、事故報告書の提出は、高知県電子申請サービスにより行うこと。

また、利用者や家族等からサービスに関する苦情相談があった場合には、国保連合会との連携等必要な対応を行う。

注) (県に連絡する事例)

死亡事故、事故による通院・入院、職員の不祥事が原因の事案（誤薬を含む。）、重大・重症事故